

参加表明 質問回答 (3月17日分)

質問	回答
<p>実施要領 P2 IV 1 (1) ウ 設計業務実績とは過去何年までの実績と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>設計業務実績について、過去の年数に制限はありません。</p>
<p>実施要領 P4 IV 1 (2) イ (オ) 機械設備主任担当技術者の経験年数の証明は、建築設備士の資格証のコピーでよろしいでしょうか。</p>	<p>参加表明書に記載する機械設備主任技術者を含む配置技術者については、別途該当する資格証の写し又は経験年数に関する証明書、若しくは両方の書類を提出してください。</p>
<p>設計共同体協定書第8条に基づく協定書の内容は、当該基本設計業務に選定され、契約金額が決定した後に提出すればよろしいでしょうかご教示ください。</p>	<p>別-14 から別-16 に記載する別紙1については設計共同体協定書(案)です。参考様式を掲載しています。この設計共同体協定書(案)第8条に基づく協定書の提出は必須ではありません。</p>
<p>業務経歴書にある資格審査基準日とは具体的に何日のことでしょうか。ご教示下さい。(直前の1事業年度が4月～3月ではないため)</p>	<p>業務経歴書にある資格審査基準日については本設計プロポーザルの公告日(令和2年2月21日)を基準日としてください。</p>
<p>一次審査提出書類に担当者の業務実績に同種、類似の分類がありますが、同種、類似の定義をご教示ください。(参加表明時に担当者を選定する必要があるため)</p>	<p>本設計プロポーザルでは同種については実施要領 P2 IV 1 (1) ウ (ア) に記載の陸上競技場、野球場、サッカー競技場等が該当し、類似については実施要領 P2 IV 1 (1) ウ (イ) に記載の体育館等が該当します。</p>
<p>参加者の実績として求められる業務として、元請であることの要件がありますが、デザインビルド(DB)方式においてDB会社から直接受託した設計業務は該当すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>DB方式においてDB会社から受託する設計業務は、下請と捉えておりますので、本設計プロポーザルで求める元請としての設計実績には該当しません。</p>
<p>実施要領 P2 IV 1 (1) ウ 参加者の実績は過去に在籍した事務所のものも含むと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>参加要件の実績は、本設計プロポーザルの参加要件の参加者である現在の設計事務所の実績を求めるものです。</p>

<p>実施要領 P4 参加資格一覧（1）ウ（イ）において、複合用途施設内の屋内運動施設（体育館等）の用途に供する面積が 5,000 m²を超えず、建築物全体の延べ面積が 5,000 m²を超えている場合、実績として扱われますか。</p>	<p>主たる用途が屋内運動施設（体育館等）であり、建物全体の延べ面積が 5,000 m²以上のものの新築、増築又は改築の設計実績は本設計プロポーザルの求める設計実績に該当します。</p>
<p>実施要領 IV-1-（2）-イ-（カ）ランドスケープ主任担当技術者について一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の登録ランドスケープアーキテクト（RLA）を技術者の資格要件とすることは出来ますか。</p> <p>一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の登録ランドスケープアーキテクトは以下により、国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（改正、平成 27 年 10 月 16 日国土交通省告示第 1063 号）」に基づく、技術者資格登録簿に登録（第 2 回登録：平成 28 年 2 月 24 日登録番号：115 号）施設分野：都市公園等 業務：計画・調査。設計 知識・技術を求める：管理技術者・照査技術者に該当しております。</p> <p>（別紙 1. 2 参考資料）</p>	<p>ランドスケープ主任担当技術者として一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の登録ランドスケープアーキテクトを配置予定技術者にする場合は、造園業務又はランドスケープデザイン業務に 10 年以上の経験を有する者であることの経験年数に関する証明書を別途添付してください。</p>
<p>実施要領（別冊）-29 コ 電子版を印刷したものの提出は可能でしょうか。</p>	<p>必要な内容が確認できる書面であれば差し支えありませんが、提出に際しては原本に相違ない旨を追記し、記名押印してください。</p>
<p>実施要領（別冊）-29 ツ 海外での業務経歴も含むのでしょうか。</p>	<p>海外での業務経歴も記載してください。</p>
<p>様式 11 参加資格申請書 登記簿上の住所では営業を行っておらず、別の住所にて営業を行っている場合、住所欄と営業所欄はどのように記載すべきでしょうか。</p>	<p>様式 11 の住所欄上部は営業する住所を記載し、下段に登記簿上の住所を記載してください。</p>